

クーリング・オフできない場合

「特定商取引に関する法律」では、次の場合などには、クーリング・オフが適用されないので、注意が必要です。

こんな場合などはクーリング・オフができません。

●政令で「適用除外(クーリング・オフの対象外)」に指定されているもの (例)

- 電気・都市ガス・葬儀など（プロパンガスは可能）
- 乗用自動車の契約など
- 化粧品や健康食品など、法律で指定された消耗品（7品目）や配置薬を使用または一部消費した場合（「使用するとクーリング・オフできなくなる」ことを書面で知らされていない場合や販売員が開封した場合、またいわゆるマルチ商法での契約の場合は可能）
- 飲食店での飲食、あん摩、マッサージ又は指圧、カラオケボックスの使用など

●他の法律の規定により、消費者の利益の保護(例: クーリング・オフなど) がなされている場合

(例)

金融商品に関する取引、放送・通信に関する取引、運輸に関する取引など

●現金取引で、3,000円未満の商品、権利、サービスを購入した場合

●商売のために、営業用として契約した場合

●自ら店舗や営業所に赴いて契約した場合

（ただし、特定継続的役務提供取引※、いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法のほか、催眠商法やキャッチセールス・アポイントメントセールスは店舗などで契約した場合でも、クーリング・オフが可能）

●通信販売の場合

（返品について、事業者の返品特約によりますが、返品の可否や特約が何も記載がない場合に限り、8日以内なら返品ができます。送料は消費者負担です。）

●特定継続的役務取引※の契約時に推奨商品として商品を購入した場合

（関連商品はクーリング・オフが可能）

※特定継続的役務取引とは、エステ・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚サービスの継続的役務の提供契約とこれらの継続的役務を受ける権利の購入契約

仙台市消費生活センター